

健感発 0906 第 2 号  
総行行第 297 号  
令和 3 年 9 月 6 日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
総務省自治行政局行政課長  
( 公印省略 )

感染症法第 44 条の 3 第 6 項の規定による都道府県と市町村の連携について  
(自宅療養者等に係る個人情報の提供等に関する取扱いについて)

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

都道府県と市町村が連携して行う自宅療養者等に対する生活支援については、令和 3 年 8 月 25 日付新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「感染症法第 44 条の 3 第 6 項の規定による都道府県と市町村の連携について（周知）」によりお示ししたところです。

これについては、新型コロナウイルス感染症による自宅療養者等の増加とともにその重要性が増していることから改めて下記のとおり周知いたしますので、関係部署におかれでは、ご留意いただきますようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

記

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 5 号）による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 44 条の 3 第 6 項の規定（以下「連携規定」という。）により、都道府県が自宅療養者等に対する食事の提供などの生活支援を行うに当たっては、必要に応じて市町村と連携するよう努めなければならないこととされたところです。

感染症法における感染症対策の実施主体は、都道府県及び保健所設置市とさ

れていますが、自宅療養者の生活支援などの住民サービスについては、住民に身近な行政を担う市町村の協力も重要であるため、連携規定に基づき、都道府県と市町村が連携して自宅療養者等に対する生活支援を行うようお願いいたします。

その際の都道府県から市町村への自宅療養者等の個人情報の提供については、各都道府県がそれぞれの個人情報保護条例に照らしてその可否を判断することとなります。連携規定に基づき市町村が自宅療養者等の食料品、生活必需品等の提供などの生活支援を行うために必要な市町村への個人情報の提供は、一般的には、人の生命又は身体の保護のため、緊急の必要があるときの個人情報の提供と考えられることから、それを踏まえて個人情報保護条例に定める個人情報の利用及び提供制限の例外規定の適用の検討をお願いいたします。

また、既に連携規定に基づき生活支援を実施している例もあり、別紙のとおりその事例を記しましたので、別紙事例も参考にしつつ、市町村と連携していくようお願いいたします。

## 神奈川県における市町村と連携した自宅療養者への生活支援事業の例

- 神奈川県では、市町村に自宅療養者に関する個人情報を提供し、市町村において自宅療養者の生活支援事業を実施している。
- これに当たって、神奈川県は市町村が新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養に関する都道府県と市町村の連携事業に関して覚書を締結。
- 覚書には、
  - ・ 連携事業として、市町村が次に掲げる事業を実施し、都道府県が当該事業の実施に必要な情報を提供することによって行うこと
    - (1) 自宅療養者の食料品、生活必需品等の購入代行
    - (2) 自宅療養者への食事の提供
    - (3) 自宅療養者の居宅において発生した廃棄物の排出の代行等
  - ・ 都道府県は上記の連携事業を実施するにあたり、次に掲げる個人情報を市町村に提供すること
    - (1) 自宅療養者の氏名
    - (2) 自宅療養者の住所及び連絡先
    - (3) 自宅療養者に外出しないことを求めた期間
  - ・ 個人情報の取扱いにあっては、関係法令及び条例の規定を遵守し、自宅療養者の権利利益を最大限尊重しなければならないこと等を記載。